

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直しについて

1 条例の概要

- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例^{*}（以下「条例」という。）は、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として平成 10 年に施行した。
- 環境法令に加え、本条例で独自に規制している主なものは次のとおり。
 - ・大気汚染防止法などの環境法令では個別法ごとに施設の設置届出や排煙等の基準遵守を規定しているが、条例では公害発生の高蓋然性の高い施設を設置する際に、排煙、排水、騒音等の公害全般の規制基準の遵守を総合的に審査し、許可する制度としている。
 - ・県内全域で水質汚濁防止法の一律排水基準より厳しい規制基準を適用するとともに、水道水源である水域に対しては、その他の水域よりさらに厳しい基準値を規定している。
 - ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の届出対象事業者に対し、届出に併せて、取扱量を含めた化学物質管理目標の作成と報告を義務付けている。

※ 独自条例を制定している横浜市及び川崎市は適用を除外する。

2 見直しの経緯

- 本条例については、5 年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている（附則第 25 項）。
- 今回、生活環境の状況、条例の施行状況等を整理するとともに、条例の施行事務を行っている各地域県政総合センター及び県内市町村への照会、意見交換、また、他自治体の制度調査等の実施により、課題及び見直しの視点を取りまとめた。

3 生活環境の状況、条例の施行状況等

(1) 環境基準の達成状況等

ア 大気環境

- 令和 4 年度は、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化硫黄（SO₂）については、測定を行ったすべての測定局で環境基準を達成した。
一方、光化学オキシダント（Ox）については、測定を行った測定局のうち環境基準を達成した局はなかった。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成 23 年度に測定を開始して以降、環境基準を達成しない状況が続いていたが、平成 28 年度に初めて全測定局において環境基準を達成し、以降は達成を続けている。

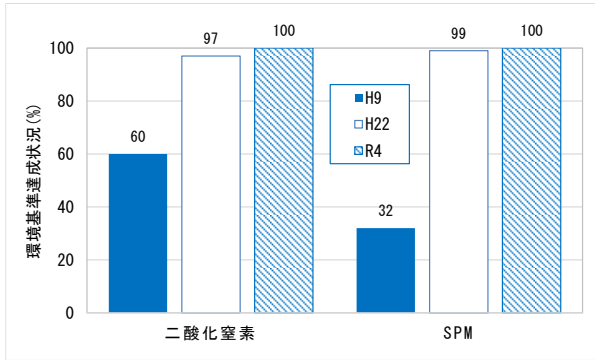


図1 二酸化窒素及びSPMの環境基準達成状況

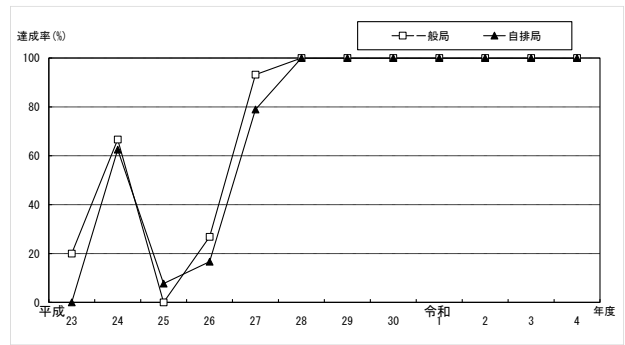


図2 PM2.5の環境基準達成状況

イ 水環境

- 令和4年度は、生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び化学的酸素要求量 (COD) については、測定を行った63水域中55水域で環境基準を達成した。
- 水域別の達成状況は、河川93.3% (42/45水域)、湖沼80.0% (4/5水域)、海域69.2% (9/13水域) となっている。
- 湖沼については、継続的に全窒素及び全磷の環境基準を達成しておらず、依然として富栄養化の問題が残る水域がある。

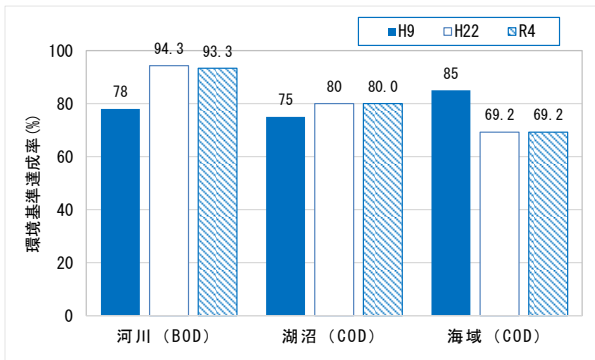


図3 BOD又はCODの環境基準達成状況

水域名	項目	(mg/L)		
		環境基準 (湖沼Ⅱ)	暫定目標 (R7年度まで)	令和4年度 平均値
相模湖	全窒素	0.2	1.0	1.0
	全磷	0.01	0.080	0.084
津久井湖	全窒素	0.2	1.0	0.92
	全磷	0.01	0.042	0.037

表1 全窒素及び全磷の環境基準達成状況

ウ 化学物質

- 化管法の届出対象物質について、神奈川県所管域における令和2年度の排出量は2,490tであった。
- 化管法と連動した制度である条例第42条の化学物質管理目標報告に基づき把握した、令和2年度の取扱量は317,653tであった。

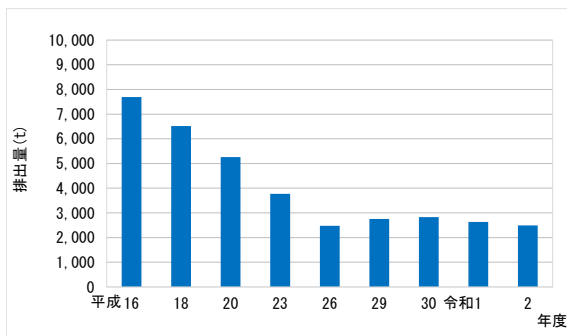


図4 排出量の推移

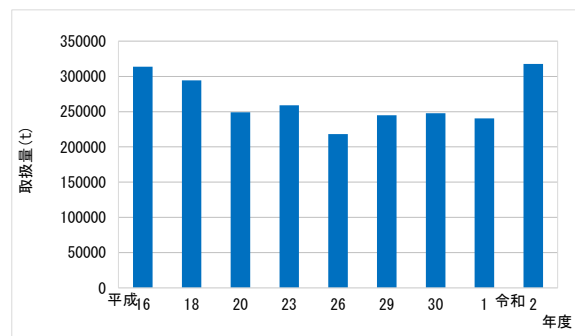


図5 取扱量の推移

(2) 条例に基づく許可等の状況

令和4年度末における許可等の状況は次のとおりであった。

ア 事業所数（許可、認定、登録）

指定事業所	6,201
環境管理事業所	15
優良環境管理事業所	8
地下水採取許可事業所	170

イ 申請・届出件数

手続き		件数	備考
指定事業所	設置許可申請	45	新規の事業所設置
	変更許可申請	285	施設設置等
	変更届出	537	事業所の各種変更
	廃止等届出	91	事業所の廃止等
化学物質	管理目標作成（達成状況）報告書	709	化学物質の取扱量等の報告
騒音 （大型小売店）	夜間小売業開始届出書	0	大型小売店における夜間営業の開始
土壌	特定有害物質使用事業所廃止報告書	7	特定有害物質使用事業所の廃止
	土地区画形質変更等届出書	237	特定有害物質使用事業所の土地区画形質変更
	土壌調査報告	190	土地区画形質変更に伴う土壌調査終了時
	公害防止計画書	21	土地区画形質変更に伴う土壌調査の結果土壌汚染が判明した場合
地下水	採取許可申請	0	指定地域*内での採取
	採取変更許可申請	1	採取量等の変更
	採取量及び水位測定報告	588	毎年の測定記録の報告

※ 指定地域：平塚市、茅ヶ崎市、海老名市、厚木市（一部）、寒川町

ウ 立入検査等の状況

条例に基づく立入検査の件数 1259 件（令和4年度）

条例に基づく行政指導等の件数 132 件（平成24～28年度計）

255 件（平成29～令和3年度計）

(3) 条例を取り巻く状況

ア 国の動き（主な法律改正）

環境保全に係る関係法令の改正等、国の動きは次のとおりである。

(ア) 大気汚染防止法

○ 解体等工事における石綿飛散防止対策の強化

環境省が施行状況を検討した結果、石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）について、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることや、解体等工事の事前調査における石綿含有建材の見落としの事例が確認されたこと等から、石綿飛散防止対策が強化された。

- ・スレート板等のレベル3を含む全ての石綿含有建材に規制を拡大（令和3年4月1日施行）
- ・解体等工事の事前調査結果の報告を義務化（令和4年4月1日施行）
- ・資格者による建築物及び工作物の事前調査の実施を義務化（建築物は令和5年10月1日施行、工作物は令和8年1月1日施行）

(イ) 水質汚濁防止法

○ 指定物質の追加

指定物質は、水質事故発生時において、応急措置の実施及び自治体への届出が義務づけられている物質であり、人の健康保護や生活環境保全等の観点から、環境基準や要監視項目等に設定された物質が指定されることとなっている。PFOS及びPFOAについては、近年、毒性情報が蓄積しつつあること、また水環境中における検出状況が分かってきたことなどから、令和2年5月に要監視項目に追加され、その状況を踏まえ指定物質に追加された。

- ・指定物質にアニリン、PFOS及びその塩、PFOA及びその塩並びにLASの4物質を追加。（令和5年2月1日施行）

(ウ) 土壌汚染対策法

○ 土地の形質変更に係る届出対象の拡大等

- ・これまで調査が猶予されていた操業中の事業所における土地の形質変更が届出及び土壌調査の対象となるなど、土壌汚染に関するより適切なりスク管理を推進するための措置が講じられた。（平成31年4月1日施行）

(エ) 化管法

○ 第一種並びに第二種指定化学物質の変更等

- ・第一種指定化学物質 462物質(旧)⇒515物質(新)
- ・第二種指定化学物質 100物質(旧)⇒134物質(新)

- ・電子届出の届出期間の延長 等（令和5年4月1日から順次施行）

イ 「神奈川県環境基本計画」※の改定

【策定年月】平成28年3月

【計画期間】平成28（2016）～令和7（2025）年度まで（10年間）

【基本目標】次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

【施策の基本的な方向】

- 基本目標を達成するため、「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」、「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの分野を設定
- 「豊かな地域環境の保全」の中に、大気や水環境の保全等の「生活環境の保全」を位置付けており、また、この中で重点施策として、「PM2.5対策の推進」を位置付け

※ 本計画は、社会状況等の変化を踏まえ、計画期間終了を待たずに令和5年度末に改定する予定であるが、改定の方向性として「大気・水環境の保全、環境リスク低減」を「気候変動への対応」、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」と並んで施策分野の一つとして位置づけている。

4 条例の必要性

- 平成10年の条例施行以降、大気環境等は大幅に改善されたが、引き続き、この状況を維持し続けるとともに、条例に基づく行政指導が過去5年間で255件実施されたことを踏まえると、今後も本条例による規制は必要と考えている。

5 課題及び見直しの視点（案）

社会的な課題への対応状況や、これまでの施行・運用において洗い出した課題等を踏まえ、次のとおり、課題及び見直しの視点について整理した。

(1) 化学物質対策の手法の見直し

【課題】

- 排出量削減目標等の報告義務制度等により把握した化学物質の排出量は、制度施行から約10年間は、事業者による目標設定と対策の効果もあり、減少傾向であった。しかし近年では、事業者から提出される削減目標は「現状維持」との回答が大多数を占め、排出量は横ばいとなっている。化学物質の排出量を自主管理により削減する手法には改善すべき点が生じている。
- 化学物質の自主管理状況報告制度により、全指定事業所の化学物質の使用状況を把握し、そのデータを基に土壌汚染対策等の事業者指導を行うなど、その活用が定着してきた。一方で、化学物質を使用しない指定事業所にまで3年ごとに提出を求める必要性に乏しいことが明らかになるなど、制度上、改善すべき点が生じている。
- 地震に加えて、気候変動による豪雨や大型台風が毎年のように発生するな

ど、大規模災害への対応が強く求められているため、化学物質の環境中への漏出防止対策が必要である。

【見直しの視点】

- 目標報告制度により事業者が行った化学物質の排出削減の取組状況や、自主管理状況報告制度により化学物質の管理状況を報告している指定事業所の実態等を踏まえ、制度の在り方を検討
- 大規模災害発生時の化学物質漏出による環境汚染を未然に防止する観点から、災害対策を念頭に置いた化学物質の管理計画を作成する仕組みづくりを検討

(2) 土壌汚染対策の合理化

【課題】

- 条例では独自に土壌調査における深度方向調査や地下水調査の規定を設けているが、法と条例の調査方法が異なることにより現場で混乱が生じている場合もあるため、法整備が進められている状況を踏まえ、調査方法の規定を見直す必要がある。
- 特定有害物質使用地における土地の区画形質変更時の土壌調査の結果、汚染が判明した場合には、公害防止計画書を提出する義務がある。しかし、着手制限期間を設けていないため、公害防止の措置に関して指針[※]への適合性を審査する時間が確保できない可能性があり、措置として不十分であっても、県が必要な指導を行う前に形質変更が行われる可能性がある。それにより、指針に基づかない形質変更が行われた場合、例えば汚染土壌が帯水層に接し地下水が汚染されるなど、形質変更に伴い汚染が拡大するおそれが生じる。

※ 正式名称は「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」

【見直しの視点】

- 本県では法制定以前から条例により土壌汚染対策に取り組んできたが、近年の法規制の整備状況を踏まえ、法と整合性を図るよう土壌・地下水調査方法の在り方を検討
- 公害防止計画については、汚染された土地の形質変更等に伴う公害の発生防止を目的としたものであることから、その実効性の確保にあたり、適切な制度の在り方を検討

(3) 地下水採取規制要件の整理

【課題】

- 地下水採取の規制地域において、揚水施設を設置し地下水を採取する事業者は、許可を取得する必要がある。
- 建設工事において、地下水位を下げるために一時的に揚水施設を設置し、地下水をくみ上げる場合があるが、その行為について条例の地下水採取規制対象として扱うことが適切か、検討が必要である。

【見直しの視点】

- 工事に伴う一時的な地下水の汲み上げやそれに類似するケースについて、実情等を把握したうえで、地盤沈下への影響等を考慮し、当該規制の対象とすべきか、その扱いを検討

6 今後の予定

令和5年9月、環境農政常任委員会に見直し調書を提出するとともに、見直し調書に基づき条例の改正等必要な措置の検討を進めていく。